

第 6 期 平戸市障がい福祉計画
第 2 期 平戸市障がい児福祉計画
(令和 3 年度～令和 5 年度)



令和 3 年 3 月

平戸市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 計画の対象と範囲.....	5
5 計画の策定体制	5
6 障害者総合支援法に基づく平戸市のサービス体系.....	6
第2章 平戸市における障がい者の状況	8
1 本市の障がい者の概況	8
2 アンケート調査結果	16
3 前期計画の評価	29
第3章 計画の基本的方向	34
1 基本的な視点	34
2 成果指標の設定	36
第4章 障がい福祉サービスの見込量等	42
1 障がい福祉サービスの内容と見込量.....	42
2 地域生活支援事業の内容と見込量	46
3 障がい児支援に関するサービスの内容と見込量	51
4 発達障がい者等への支援に係る活動指標	52
第5章 計画の推進にあたって	54
1 サービスの提供体制の確保に関する考え方.....	54
2 計画の推進体制	54
3 計画の推進にあたって	55
資料編.....	58
1 事業所一覧.....	58
2 平戸市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会条例	62
3 平戸市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会・委員名簿	64
4 平戸市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会開催状況.....	64

■障がいの表記について

法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものをさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、社会福祉基礎構造改革が図られ、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるように支える」という理念の下、従来の措置制度について利用者の視点から見直しが行われ、平成15年には障がい者自身が希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。

平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、これまで身体・知的・精神等の障がい種別ごとに対応してきた障害福祉サービスを「年齢、障がい種別を超えた一元的な体制を整備し、地域における障がい者福祉を実現する」という方向が示されるとともに、また、計画的なサービス提供基盤の整備のため、各市町村に「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

その後、障害者基本法の改正や障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による利用者負担の見直しが図られ、平成25年度には、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として施行されました。

さらに、平成28年に制定された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

本市では、障がい者が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するにあたり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画として、「平戸市障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定し、本市の現状や障がい者のニーズ等を踏まえた事業展開に努めてきました。

現在の「平戸市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度末に終了を迎えることから、国や県の障がい者施策の動向や近年行われた障がい者制度改革を踏まえ、新たな「平戸市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」に該当し、「平戸市障がい者計画」の実施計画として位置づけられるものです。

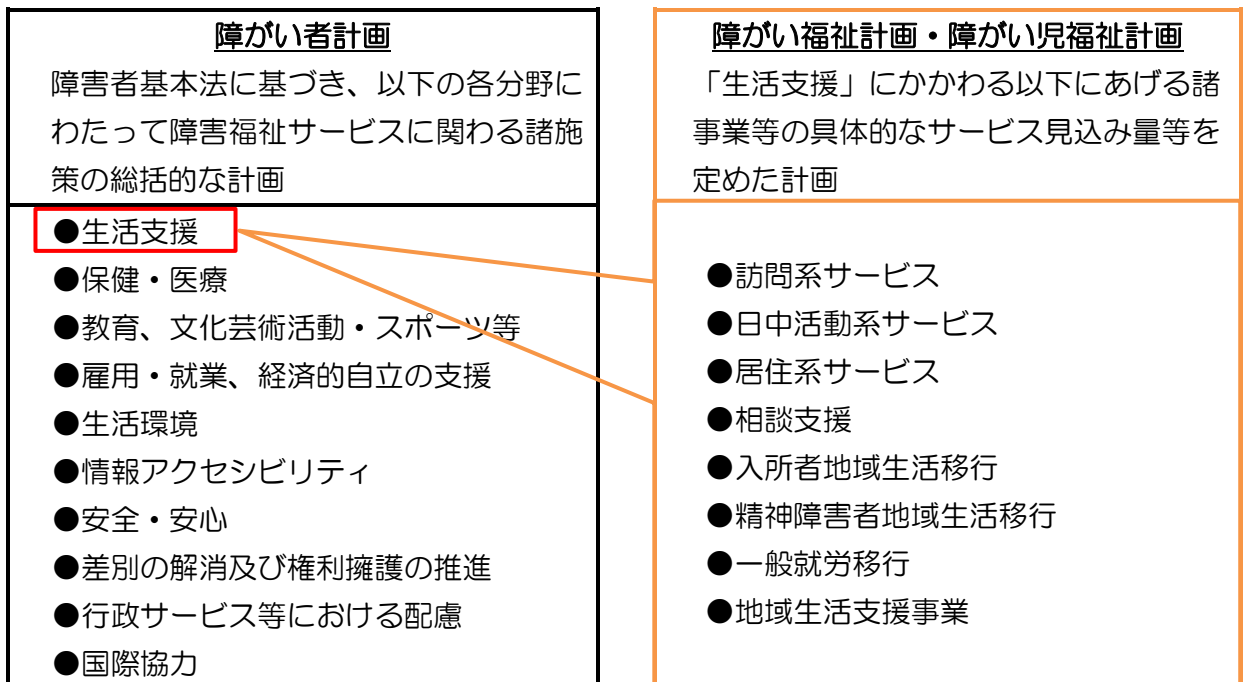
<p>○障害者総合支援法第88条第1項</p> <p>市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。</p>
<p>○児童福祉法第33条の20</p> <p>市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。</p>

(1) 障がい者計画との関係

障がい者計画は、障がい者の施策全般にわたる基本的な事項等について定めた理念計画です。

一方、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい者計画に定めた理念に基づき、障がい者（児）が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の実施に関する事項等について定めた実施計画です。

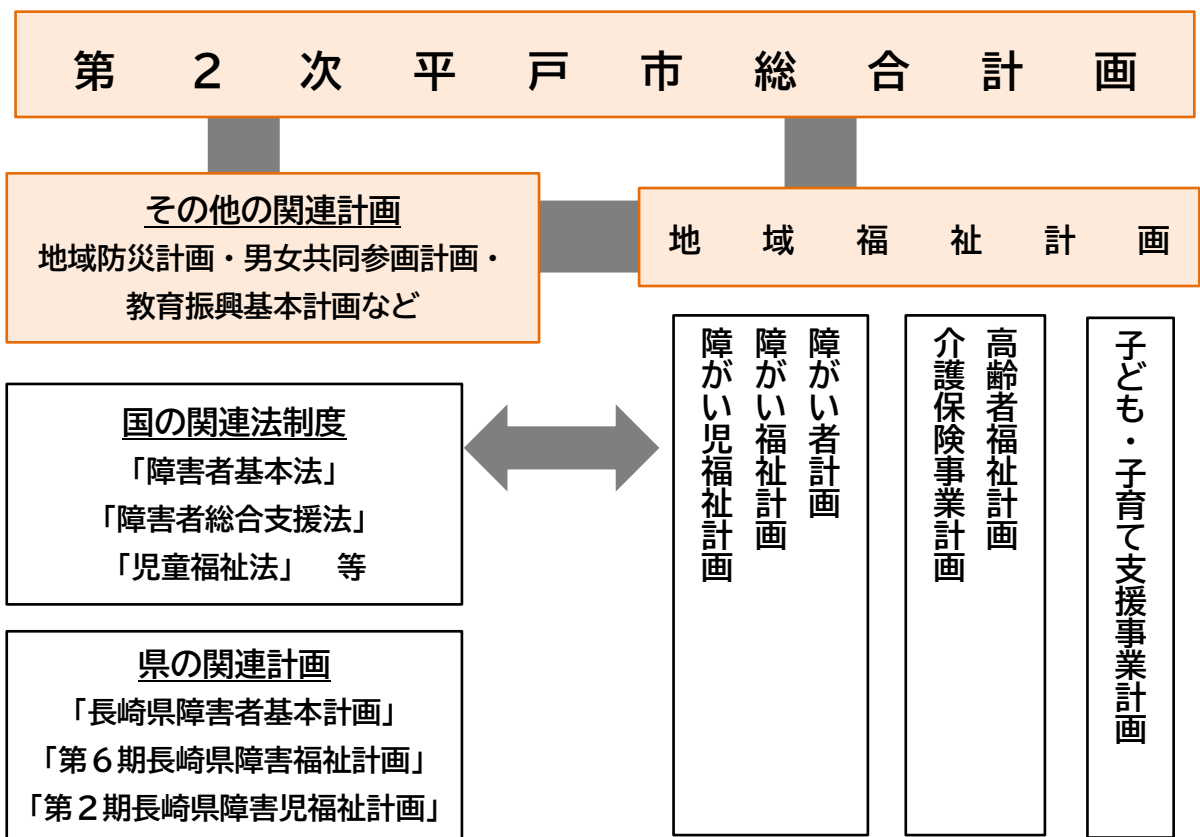
「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の関係



(2) その他計画等との関係

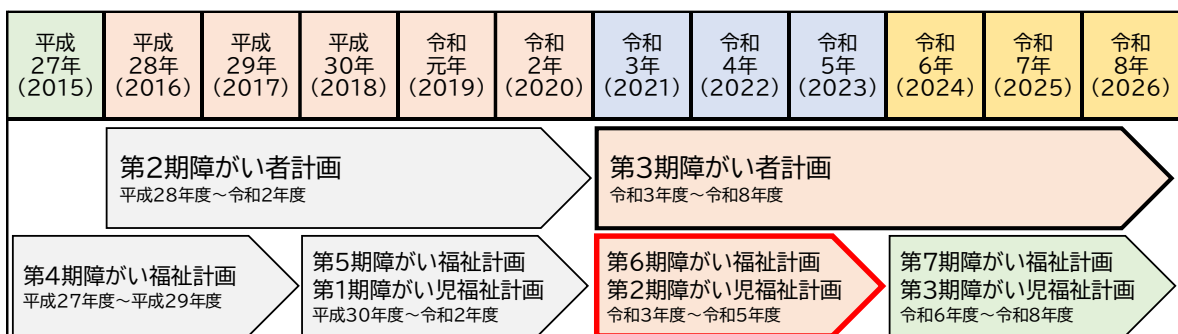
本計画は、本市のまちづくりの基本指針を定めた第2次平戸市総合計画の分野別計画として位置付けられ、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る基本指針として令和2年5月に告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」や「長崎県障害福祉計画」等、国や県が示す方向性を踏まえた計画となります。



3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



4 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障がい者」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病（特定疾患）、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけを含めた施策を推進します。

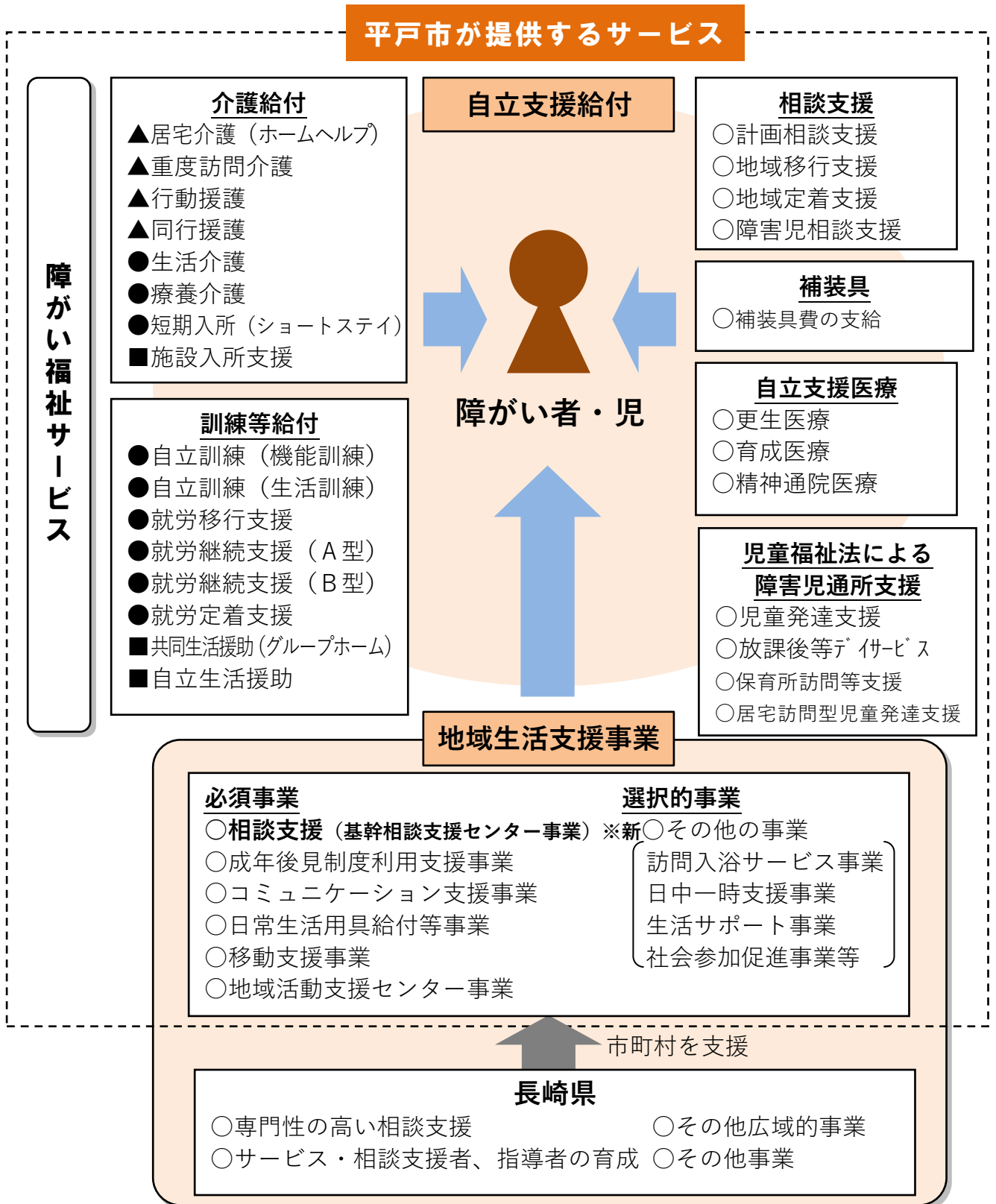
本計画においては、「障がい者」は年齢を問わず上記にあてはまる人として記載し、「障がい児」は上記にあてはまる人のうち18歳未満の人として記載します。

5 計画の策定体制

本計画の策定において、障がい者福祉関係団体や学識経験者等で構成する平戸市障害者計画等策定委員会を開催し、本計画素案等の検討・審議を行いました。

また、障害者手帳所持者、障害福祉サービス利用者、児童通所サービスの利用者及び障がい者福祉に関わる事業所・関係団体等に対するアンケート調査等を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。

6 障害者総合支援法に基づく平戸市のサービス体系



●：日中活動系サービス ▲：訪問系サービス ■：居住系サービス ○：その他サービス
 * 障害者総合支援法では、介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障がい福祉サービス」と定義し、限定的な用語として使われています。サービスの内容については、41ページ以降に掲載しています

第2章 平戸市における障がい者の状況

第2章 平戸市における障がい者の状況

1 本市の障がい者の概況

(1) 障害者手帳所持者数

本市の障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年3月末日時点の所持者数は3,005人となっています。

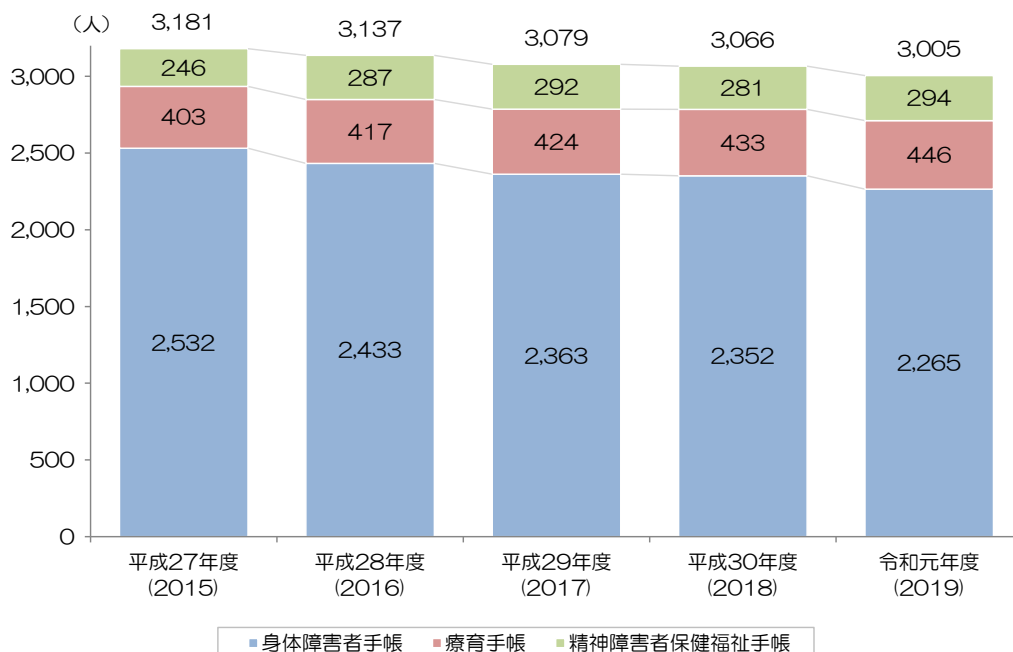
総人口に対する割合は9.7%で変動がないことから、総人口減少の影響を受けていると考えられます。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者数が減少傾向にある一方、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

(単位：人、%)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
総人口	33,319	32,692	32,186	31,641	30,976
手帳所持者総数	3,181	3,137	3,079	3,066	3,005
総人口に対する割合	9.5%	9.6%	9.6%	9.7%	9.7%
身体障害者手帳	2,532	2,433	2,363	2,352	2,265
総人口に対する割合	7.6%	7.4%	7.3%	7.4%	7.3%
療育手帳	403	417	424	433	446
総人口に対する割合	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%
精神障害者保健福祉手帳	246	287	292	281	294
総人口に対する割合	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%

※資料 福祉課障害福祉班 各年度3月末日現在



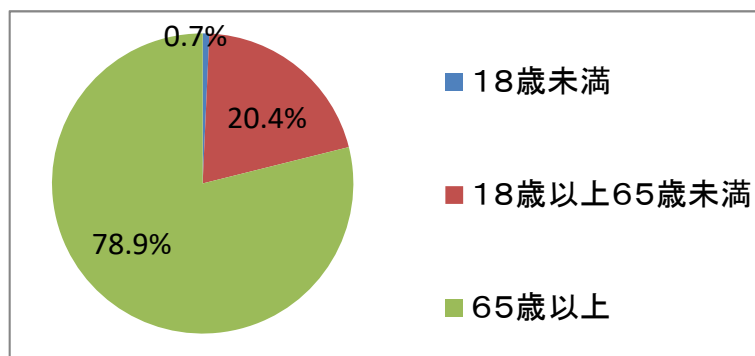
(2) 障害者手帳種別所持者数

① 身体障害者手帳

ア) 年齢区分別所持者数

本市の令和2年3月末日時点の所持者数は2,265人となっています。

年齢3区分別にみると、65歳以上が所持者全体に占める割合が約8割となっています。



年齢区分	人数	割合
18歳未満	16人	0.7%
18歳以上65歳未満	462人	20.4%
65歳以上	1,787人	78.9%
計	2,265人	-

※令和2年3月末日現在

イ) 等級別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、1級が最も多く、次いで、4級が多くなっています。

令和2年3月末日時点の身体障害者手帳所持者数は、平成28年3月末日時点と比較して、1級から5級で減少しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳所持者数	2,532	2,433	2,363	2,352	2,265
1級	676	653	643	643	604
2級	421	378	363	354	340
3級	497	469	456	461	445
4級	590	579	551	555	538
5級	163	165	157	155	153
6級	185	189	193	184	185

※各年度3月末日現在

ウ) 障がいの種類別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障がいが多くなっています。

令和2年3月末日時点の身体障害者手帳所持者数は、平成28年3月末日時点と比較して、すべての障がいの種類で減少しています。

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害者手帳所持者数	2,532	2,433	2,363	2,352	2,265
視覚障がい	218	205	197	194	189
聴覚平衡障がい	247	237	230	227	226
音声言語障がい	29	25	22	22	22
肢体不自由	1,304	1,219	1,176	1,156	1,099
内部障がい	734	747	738	753	729

※各年度3月末日現在

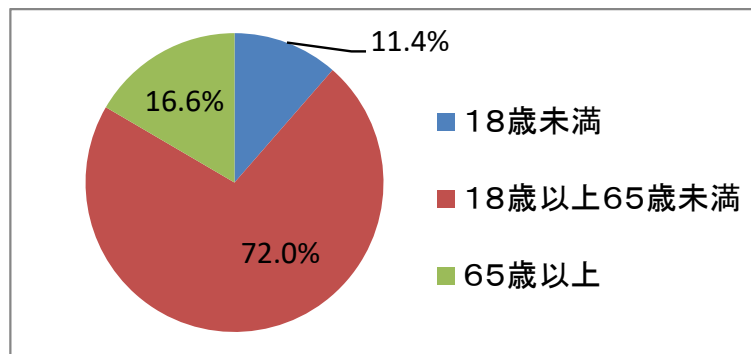
② 療育手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

本市の令和2年3月末日時点の療育手帳所持者数は446人となっています。

年齢3区分別にみると、18歳以上65歳未満が所持者全体に占める割合が約7割となっています。

年齢区分	人数	割合
18歳未満	51人	11.4%
18歳以上65歳未満	321人	72.0%
65歳以上	74人	16.6%
計	446人	-



※令和2年3月末日現在

イ) 等級別所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数を等級別にみると、B2が最も多く、次いで、B1が多くなっており、B1とB2で全体の6割以上を占めています。

令和2年3月末日時点の療育手帳所持者数は、平成28年3月末日時点と比較して、A2を除く等級で増加しています。

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
療育手帳所持者数	403	417	424	433	446
A1	67	70	74	74	77
A2	94	98	95	94	88
B1	110	115	121	126	135
B2	132	134	134	139	146

※各年度3月末日現在

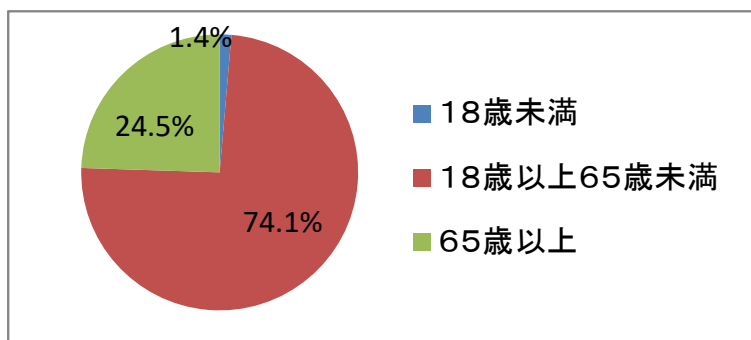
③ 精神障害者保健福祉手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

本市の令和2年3月末日時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数は294人となっています。

年齢3区分別にみると、18歳以上65歳未満が所持者全体に占める割合が約7割となっています。

年齢区分	人数	割合
18歳未満	4人	1.4%
18歳以上65歳未満	218人	74.1%
65歳以上	72人	24.5%
計	294人	-



※令和2年3月末日現在

イ) 等級別所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が最も多くなっています。

令和2年3月末日時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年3月末日時点と比較すると、2級及び3級の所持者数が増加しています。

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	246	287	292	281	294
1級	39	37	36	35	37
2級	167	186	197	184	189
3級	40	64	59	62	68

※各年度3月末日現在

(3) 障がい児の就学状況等

市内の特別支援学級及び通級指導教室

(単位：人)

区 分			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
特別支援学級	知的障がい	小学校	学級数	7	9	7	9
			人数	15	19	17	18
		中学校	学級数	4	4	4	4
			人数	6	7	11	9
	自閉症・情緒障がい	小学校	学級数	8	6	5	6
			人数	11	9	9	8
		中学校	学級数	3	3	4	5
			人数	6	6	5	8
	肢体不自由	小学校	学級数	2	2	1	1
			人数	2	2	1	1
		中学校	学級数	1	0	0	0
			人数	1	0	0	0
	弱視	小学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
		中学校	学級数	1	1	1	0
			人数	1	1	1	0
	病弱	小学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
		中学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
難聴	小学校	学級数	1	1	1	0	
		人数	1	1	1	0	
	中学校	学級数	0	0	0	0	
		人数	0	0	0	0	
小計			学級数	27	26	23	26
			人数	43	45	45	45
通級指導教室	情緒障がい	小学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
		中学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
	LD・※ ADHD	小学校	学級数	3	3	3	3
			人数	30	43	50	46
		中学校	学級数	2	2	2	2
			人数	34	26	20	23
	言語障がい	小学校	学級数	4	4	4	4
			人数	55	57	51	63
		中学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
	難聴	小学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
		中学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
小計			学級数	9	9	9	9
			人数	119	126	121	132
合計			学級数	36	35	32	35
			人数	162	171	166	177

※LD：学習障害 ADHD：注意欠如多動性障害

資料：学校教育課（令和2年5月1日現在）

■市内及び近隣の特別支援学級及び通級指導教室

(単位：人)

種別	学校名	平戸市からの在学者数			
		小学部	中学部	高等部	計
知的障がい	長崎県立佐世保特別支援学校	4	1	2	7
肢体不自由	長崎県立佐世保特別支援学校	0	1	2	3
訪問教育	長崎県立佐世保特別支援学校	0	0	0	0
知的障がい	長崎県立佐世保特別支援学校高等部北松分教室	0	0	10	10

資料：学校教育課（令和2年5月1日現在）

本市は、平成28年7月から長崎県立佐世保特別支援学校へ通学する児童・生徒に対して、保護者の送迎の負担軽減を図るため、送迎バスを運行し通学支援を行っています。このたび令和3年4月に田平中学校内に長崎県立佐世保特別支援学校北松分校（小・中学部）が設置されることになりました。これにより、平戸市内に特別支援学校小・中・高等部が整備されたことになり、障がい児の教育の充実が図られます。

なお、平戸市内の特別支援学校については、知的障がい児を対象としているため、肢体不自由児については、引き続き、佐世保特別支援学校本校までの通学支援を行います。

また、平戸市療育支援センター「あったかさん21」については、平成30年4月に施設のリニューアルを行い、広く充実した施設で、療育支援を行っています。

■あったかさん21の利用状況

(単位：人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実人数(A)	47	57	53	59	61
延べ人数	998	945	996	1,276	1,215
開所日数	246	246	247	246	242

資料：障害福祉班（各年度末現在）

(4) 難病患者の状況について

平成 25 年 4 月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に定める障がい児・者の対象に難病等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となっています。

平成 27 年 1 月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、医療費助成の対象とする疾患は新たに指定難病と呼ばれることとなりました。難病は（1）発病の機構が明らかでなく、（2）治療方法が確立していない、（3）希少な疾患であり、（4）長期の療養を必要とするもの、という 4 つの条件を必要としますが、指定難病にはさらに、（5）患者数が国内で一定の人数（人口の約 0.1% 程度）に達しないこと、（6）客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が成立していること、という 2 条件が加わっています。

平戸市の特定医療（指定難病）受給者は、令和元年度末現在で 339 人です。患者数は法律の施行以後、対象疾患が追加された影響により、増加している状況です。

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く医療費負担が高額となります。小児慢性特定疾病医療費助成制度は、特定の慢性疾患にかかり、長期にわたる療養を必要とする児童の健全な育成のため、疾患の治療確立と普及を促進し、患者家庭の医療費の負担を軽減することを目的としています。対象は 18 歳未満の児童等です。（ただし、18 歳到達時点において本事業の対象であり、かつ、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満の者も対象とします。）平戸市では、小児慢性特定疾病医療費受給者は、令和元年度末で 29 人です。

■特定医療（指定難病）受給者の推移

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ受給者数	340	350	336	328	339

※令和元年 7 月から、対象疾患は 333 疾患となっています。
資料：長崎県県北保健所（各年 3 月 31 日現在）

■小児慢性特定疾病受給者の推移

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ受給者数	26	26	28	26	29

※令和元年 7 月から、対象疾患は 16 疾患群、762 疾患となっています
資料：長崎県県北保健所（各年 3 月 31 日現在）

2 アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

令和3年度を初年度とする「第3期平戸市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の策定に向け、市内在住の障がい者・障がい児の現在の生活状況や今後の生活についての意見、潜在的なニーズ（サービスの利用意向・福祉に関する意識等）、及び市内の事業所・団体の活動状況や意見等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として、3つの調査を実施しました。

② 調査時期

令和2年8月22日（土）から令和2年9月7日（月）

③ 調査方法

■福祉に関するアンケート調査（障がい者向け）

市が管理している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、障がい福祉サービス利用者、児童通所サービスの利用者の中から抽出した1,500人を調査対象者とし、郵送法（郵送による調査票の配布・回収）により実施。

■障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい福祉サービス事業者向け）

平戸市内に事業所がある33事業所を調査対象者とし、郵送法（郵送による調査票の配布・回収）により実施。

■障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい福祉団体向け）

平戸市内で活動する5団体を調査対象者とし、郵送法（郵送による調査票の配布・回収）により実施。

④ 調査票配布・回収状況

区分		配布数	有効回答数	有効回答率
福祉に関するアンケート調査		1,500件	665件	44.3%
障がい福祉計画策定のためのアンケート調査	障がい福祉サービス事業者	33件	31件	93.9%
	障がい福祉団体	5件	5件	100.0%

⑤調査結果利用上の注意点

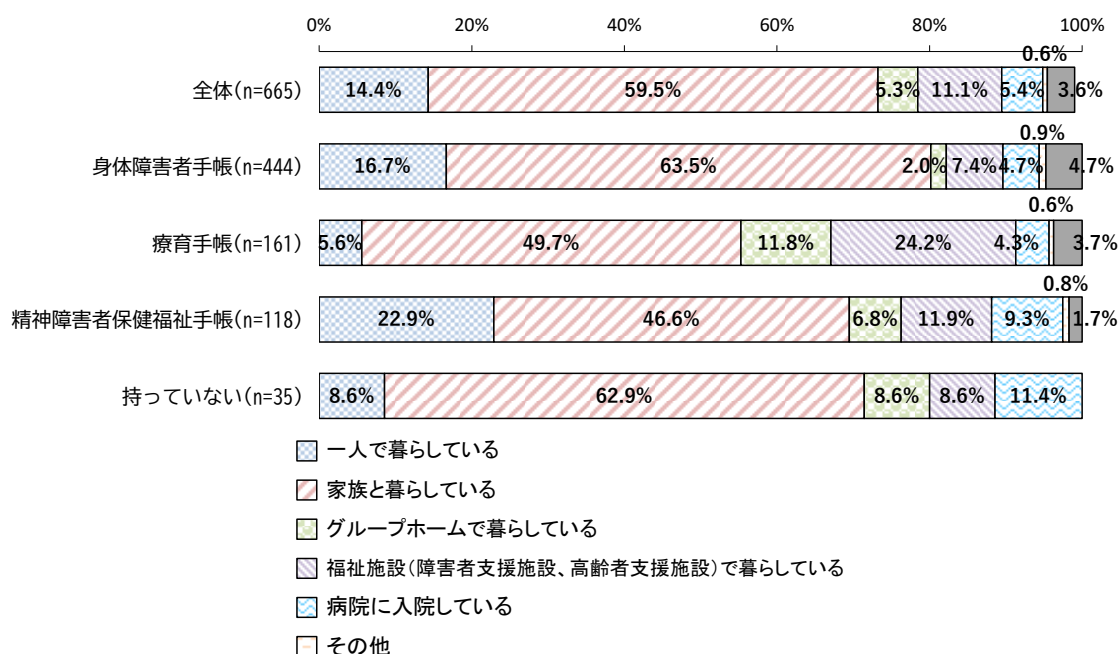
- ・各設問の「n＝」は、回答者数を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超える場合があります。
- ・数表・図表は、スペースの都合上、文言や数値等を省略している場合があります。

(2) 調査結果概要

①現在の生活について（障がい者向け調査）

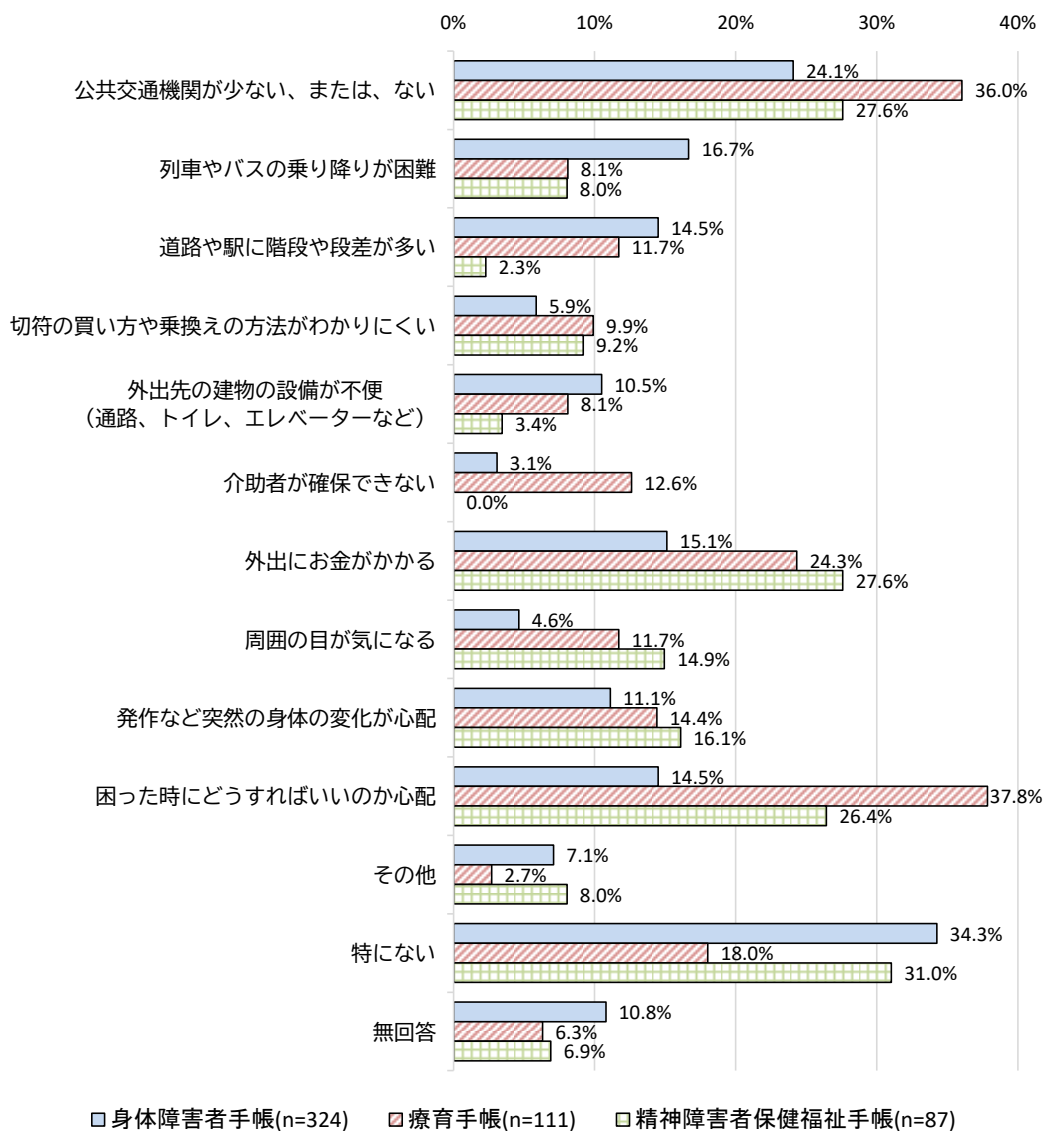
全体では、「家族と暮らしている」(59.5%)の割合が最も高く、次いで「一人で暮らしている」(14.4%)、「福祉施設(障害者支援施設・高齢者支援施設)で暮らしている」(11.1%)となっています。

手帳所持者別で見ると、身体障害者手帳所持者では「家族と暮らしている」(63.5%)の割合が、療育手帳所持者では「福祉施設(障害者支援施設・高齢者支援施設)で暮らしている」(24.2%)の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「一人で暮らしている」(22.9%)の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



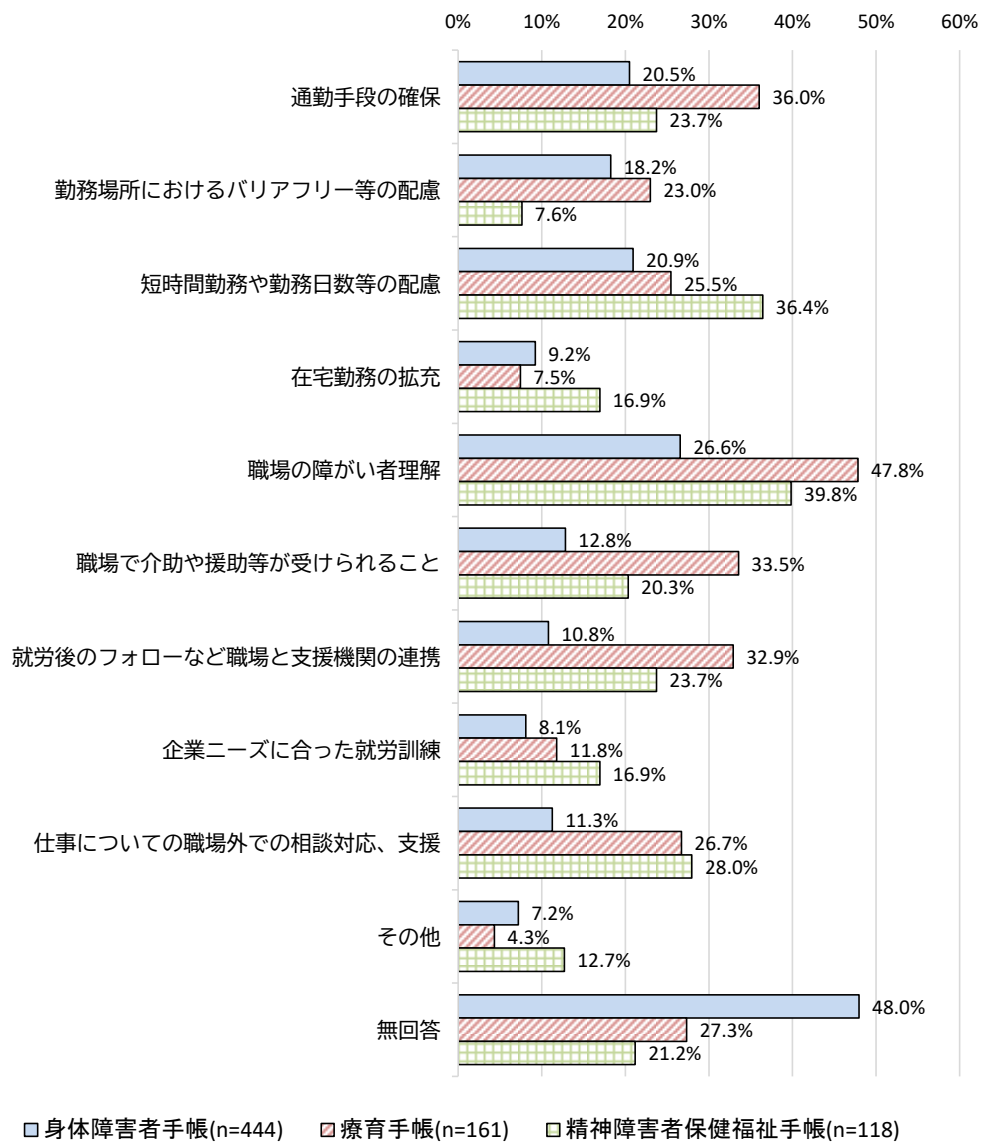
②外出するときに困ること（障がい者向け調査）

外出の時に困ることについて、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では「列車やバスの乗り降りが困難」（16.7%）、「道路や駅に階段や段差が多い」（14.5%）、「外出先の建物の設備が不便（道路、トイレ、エレベーターなど）」（10.5%）、「特にない」（34.3%）の割合が、療育手帳所持者では「公共交通機関が少ない、または、ない」（36.0%）、「介助者が確保できない」（12.6%）、「困った時にどうすればいいのか心配」（37.8%）の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出にお金がかかる」（27.6%）、「周囲の目が気になる」（14.9%）、「発作など突然の体の変化が心配」（16.1%）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



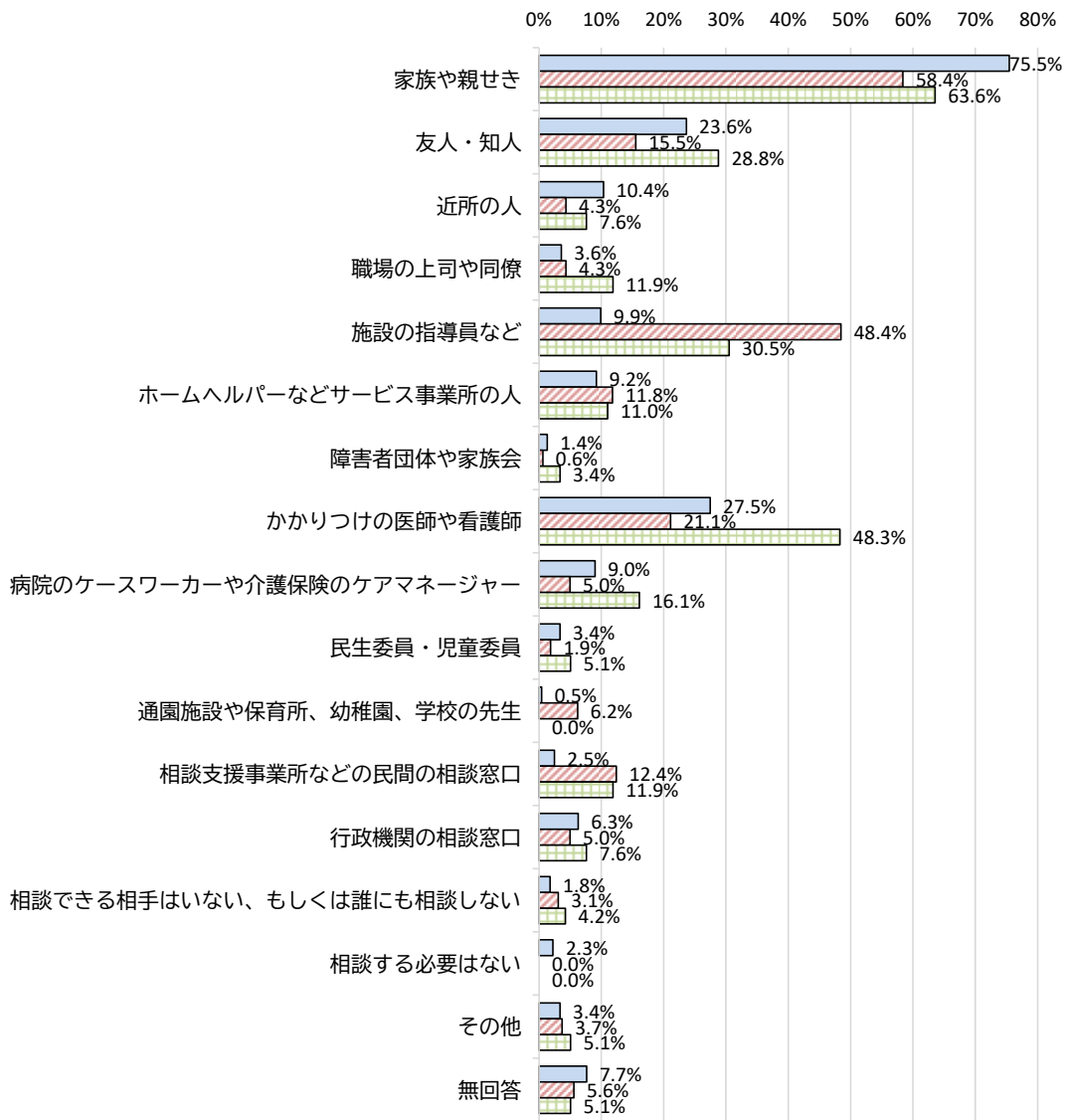
③障がい者の就労支援として必要なこと（障がい者向け調査）

障がい者の就労支援として必要だと思うことについて、手帳所持者別にみると、療育手帳所持者では「通勤手段の確保」（36.0%）、「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」（23.0%）、「職場の障がい者理解」（47.8%）、「職場で介助や援助等が受けられること」（33.5%）、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」（32.9%）の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（36.4%）、「在宅勤務の拡充」（16.9%）、「企業ニーズに合った就労訓練」（16.9%）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



④ 普段の相談相手（障がい者向け調査）

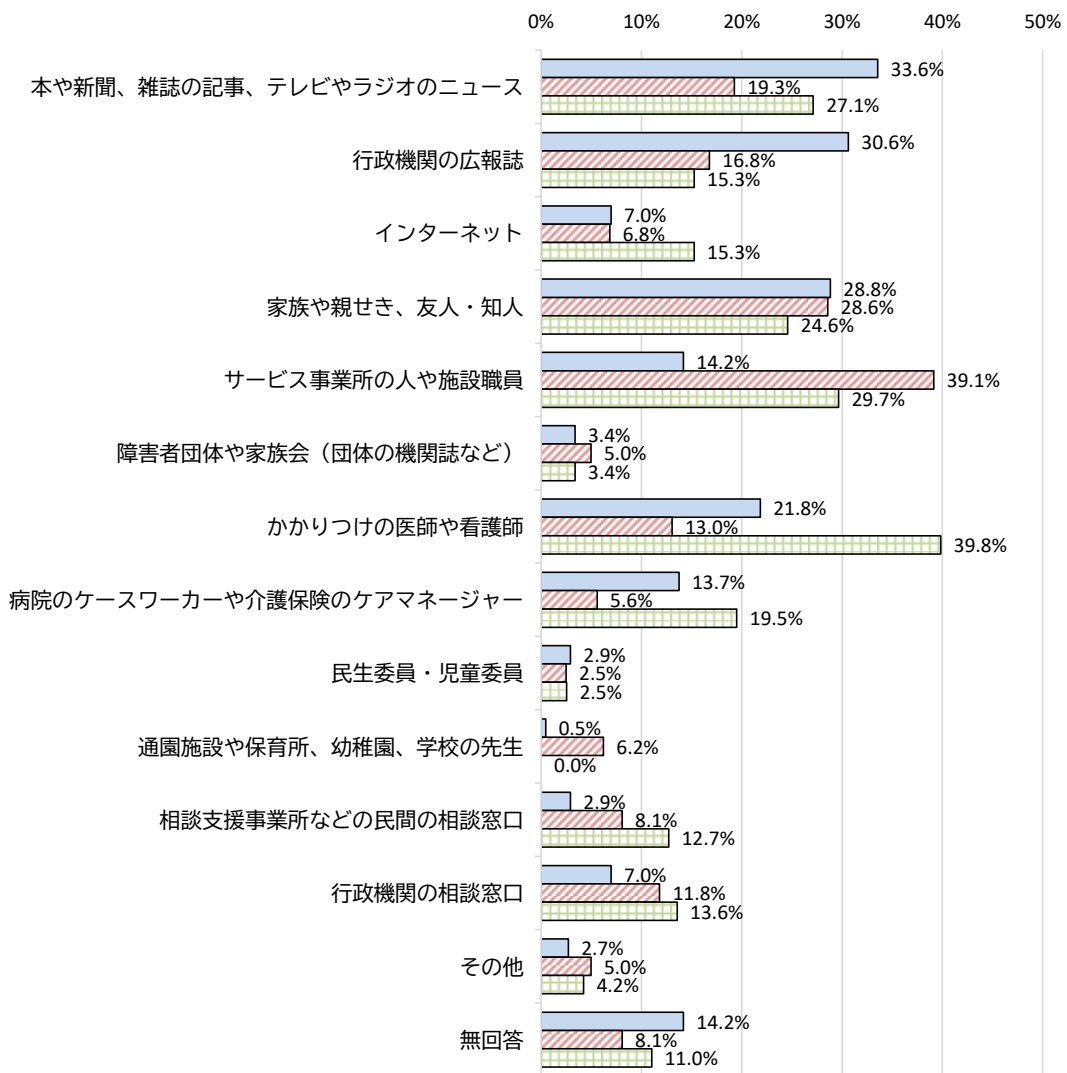
普段の相談相手について、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では「家族や親せき」（75.5％）の割合が、療育手帳所持者では「施設の指導員など」（48.4％）、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」（6.2％）の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「友人・知人」（28.8％）、「職場の上司や同僚」（11.9％）、「かかりつけの医師や看護師」（48.3％）、「病院のケースワーカーや介護保険のマネージャー」（16.1％）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



■ 身体障害者手帳(n=444) ■ 療育手帳(n=161) ■ 精神障害者保健福祉手帳(n=118)

⑤障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を知る方法（障がい者向け調査）

障がいのことや福祉サービスなどの情報を知る方法について、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」（33.6%）、「行政機関の広報誌」（30.6%）の割合が、療育手帳所持者では「サービス事業所の人や施設職員」（39.1%）、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」（6.2%）の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「インターネット」（15.3%）、「かかりつけの医師や看護師」（39.8%）、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャ」（19.5%）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。

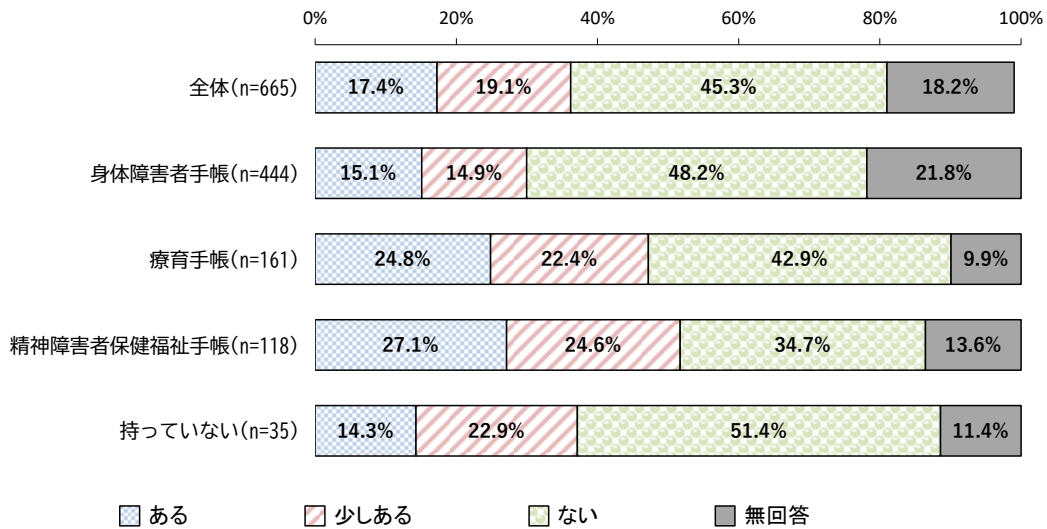


□身体障害者手帳(n=444) □療育手帳(n=161) □精神障害者保健福祉手帳(n=118)

⑥差別や嫌な思いをする（した）ことの経験について（障がい者向け調査）

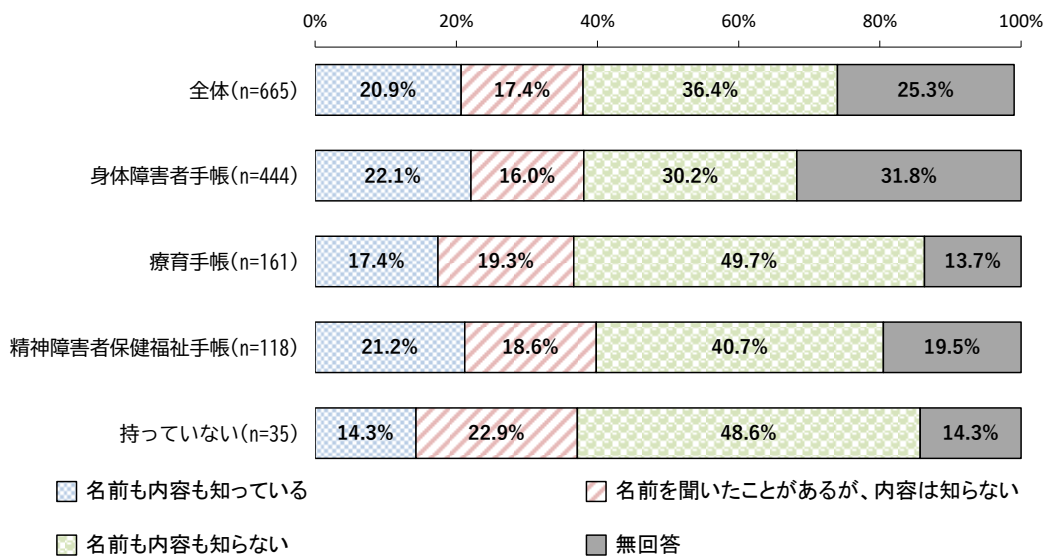
差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについて、全体では「ない」（45.3%）の割合が最も高く、次いで「少しある」（19.1%）、「ある」（17.4%）となっています。

手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では「ない」（48.2%）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



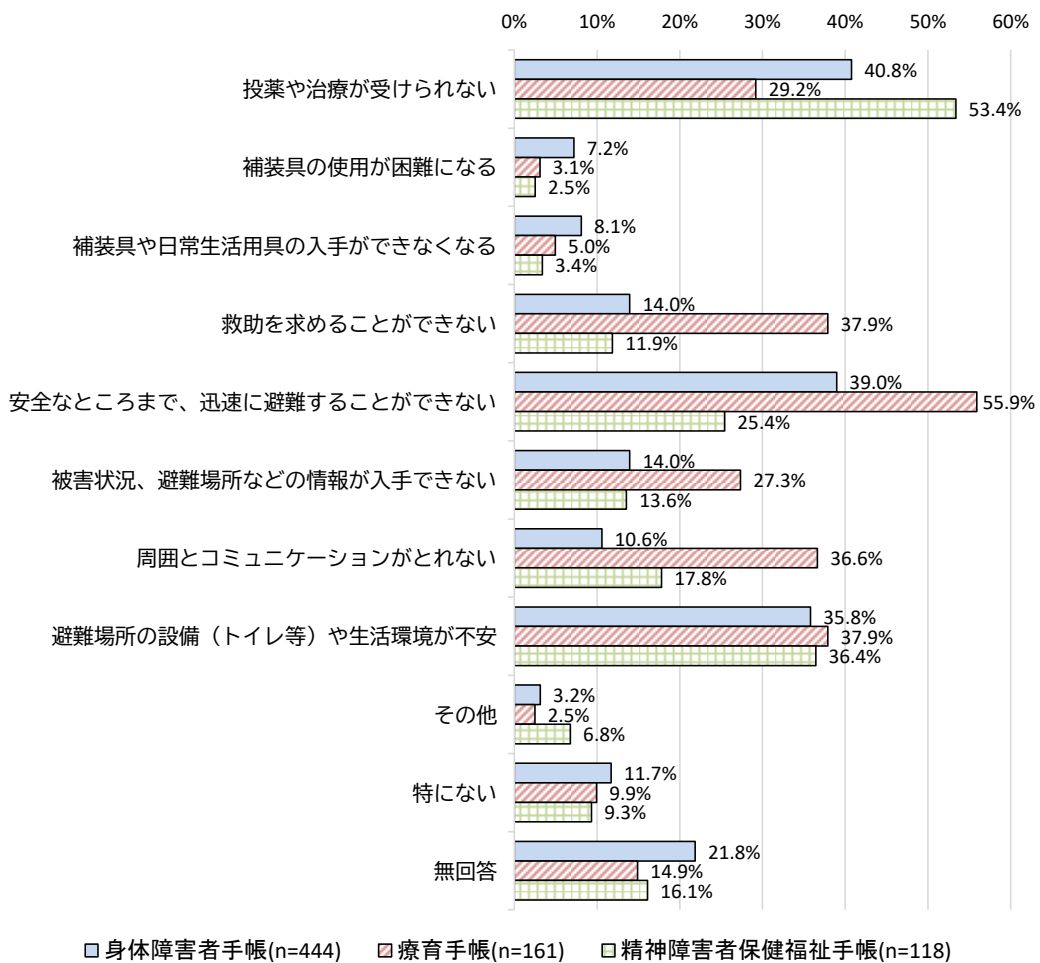
⑦成年後見制度の認知度（障がい者向け調査）

成年後継制度について、全体では「名前も内容も知らない」（36.4%）の割合が最も高く、次いで「名前も内容も知っている」（20.9%）、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」（17.4%）となっています。



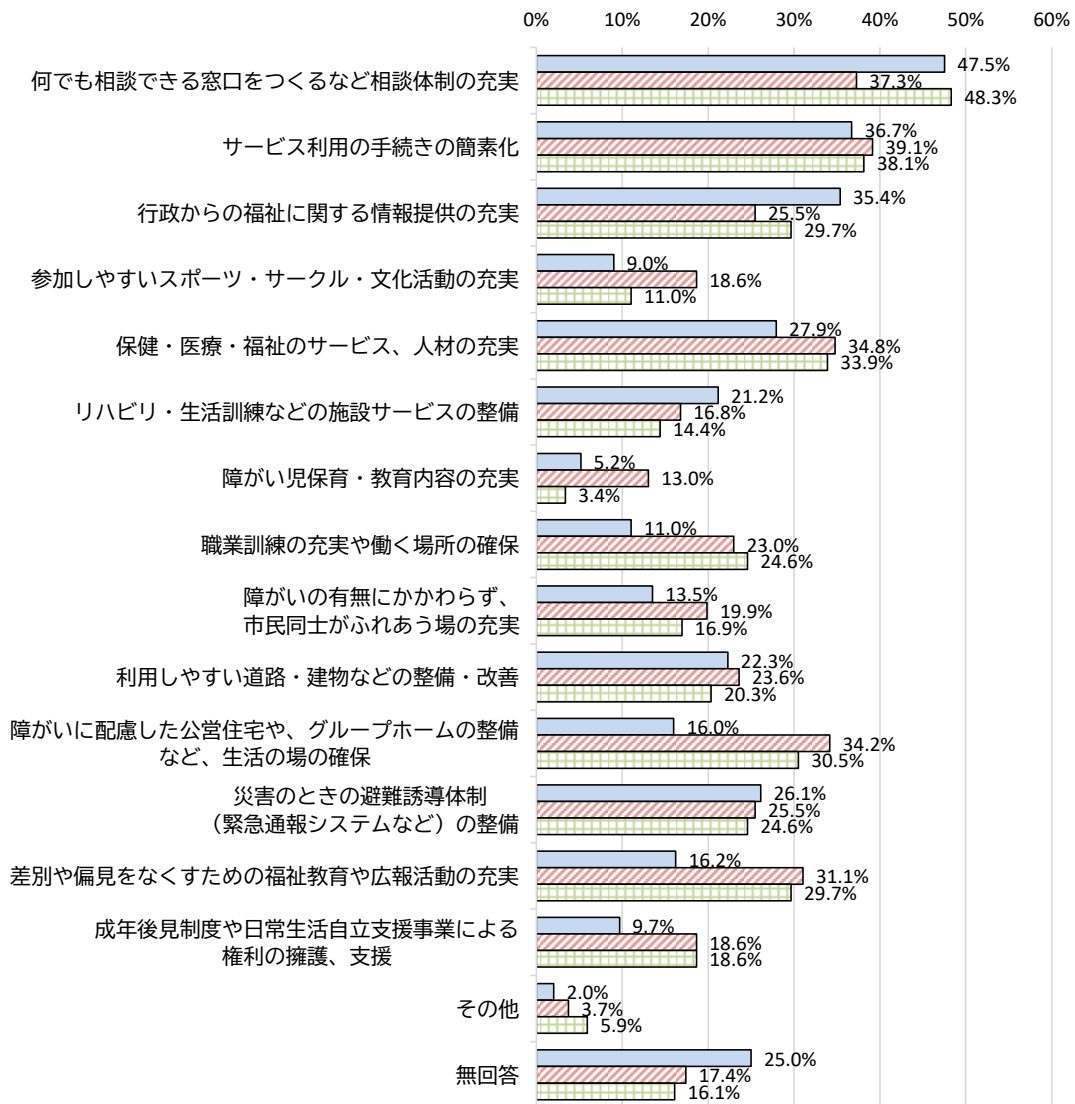
⑧災害時に困ること（障がい者向け調査）

災害時に困ることについて、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では「補装具の使用が困難になる」（7.2%）、「補装具や日常生活用具の入手ができなくなる」（8.1%）の割合が、療育手帳所持者では「救助を求めることができない」（37.9%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（55.9%）、「被害状況、非難場所などの情報が入手できない」（27.3%）、「周囲とコミュニケーションがとれない」（36.6%）の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「投薬や治療が受けられない」（53.4%）、「その他」（6.8%）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



⑨ 住みよいまちづくりについて（障がい者向け調査）

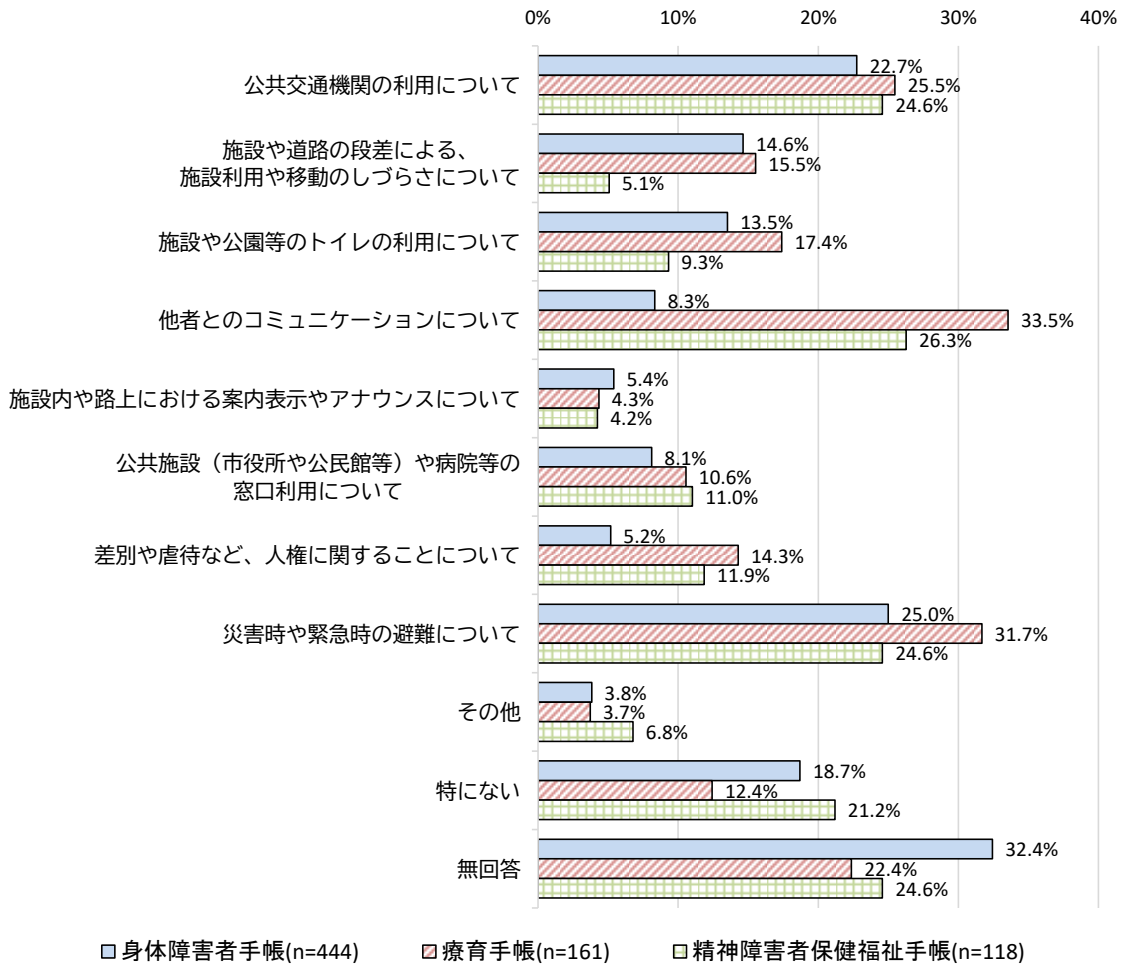
障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」（身体障害者手帳所持者：47.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者：48.3%）の割合が最も高くなっており、療育手帳所持者では「サービス利用の手続きの簡素化」（39.1%）の割合が最も高くなっています。



□ 身体障害者手帳(n=444) □ 療育手帳(n=161) □ 精神障害者保健福祉手帳(n=118)

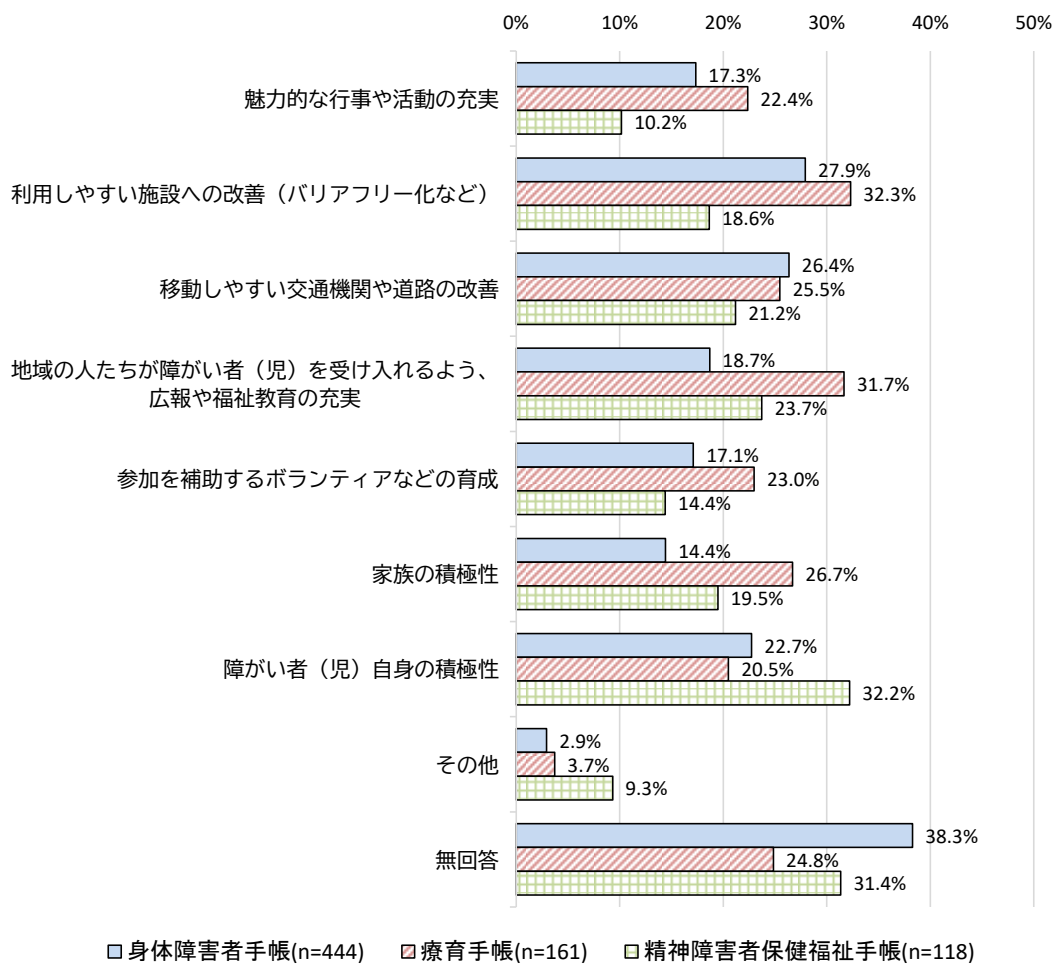
⑩日常生活の中で困っていることや不安・不便に思うことについて（障がい者向け調査）

日常生活の中で困っていること、不安・不便に思うことについて、手帳所持者別にみると、療育手帳所持者では「他者とのコミュニケーションについて」（33.5%）、「災害時や緊急時の避難について」（31.7%）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



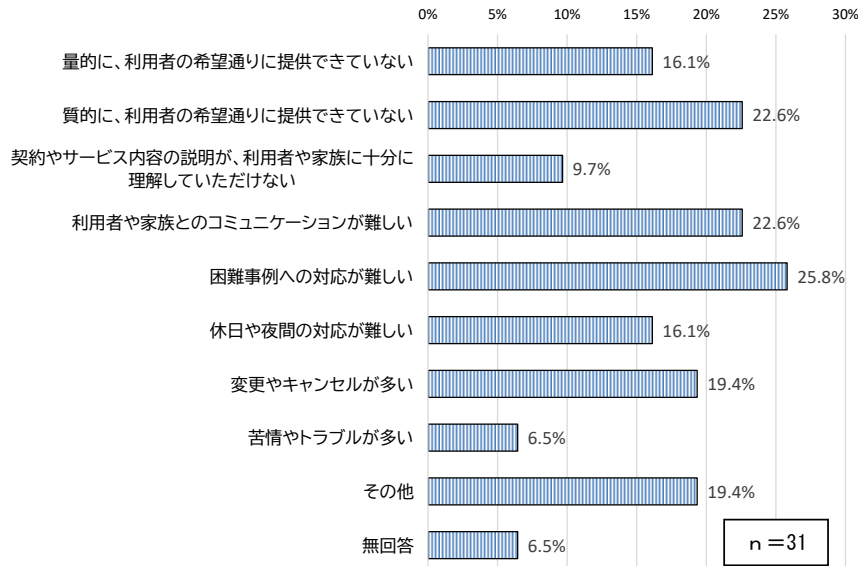
①地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと（障がい者向け調査）

障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことについて、手帳所持者別にみると、療育手帳所持者では「魅力的な行事や活動の充実」(22.4%)、「利用しやすい施設への改善(バリアフリー化など)」(32.3%)、「地域の人たちが障がい者(児)を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」(31.7%)、「参加を補助するボランティアの育成」(23.0%)、「家族の積極性」(26.7%)の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がい者(児)自身の積極性」(32.2%)の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



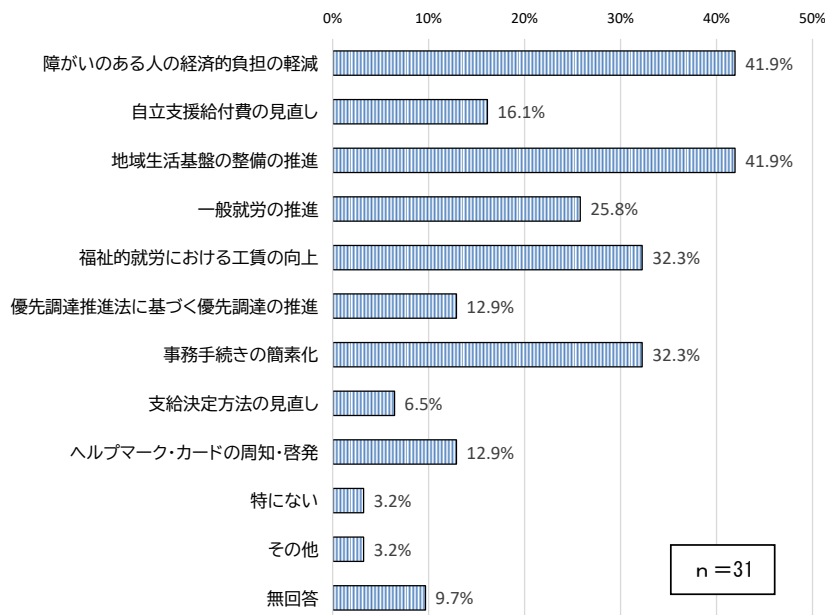
⑫ サービスを提供する上で、課題となっていること（事業所向け調査）

サービスを提供する上での課題については、「困難事例への対応が難しい」（25.8%）が最も高く、次いで「質的に、利用者の希望通りに提供できていない」「利用者や家族とのコミュニケーションが難しい」（ともに 22.6%）、「変更やキャンセルが多い」（19.4%）となっています。



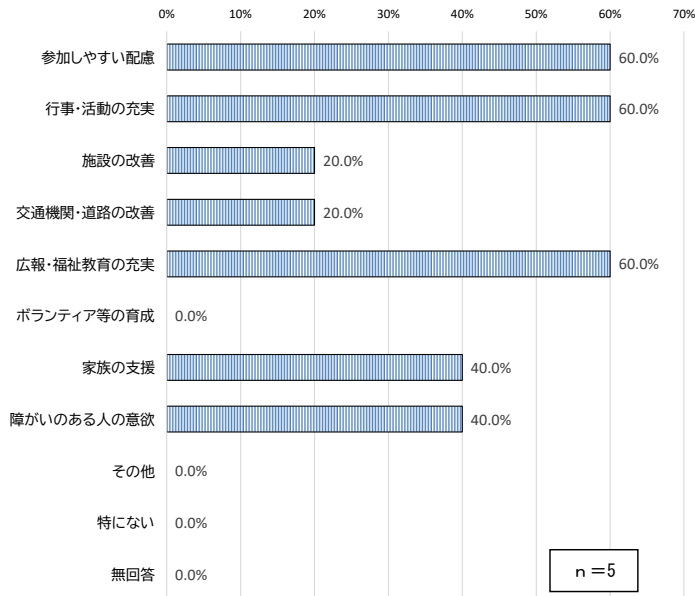
⑬ 市が実施する今後の障がい者福祉施策について期待すること（事業所向け調査）

市が実施する今後の障がい者福祉施策について期待することについては、「障がいのある人の経済的負担の軽減」「地域生活基盤の整備の推進」（ともに 41.9%）が最も高く、次いで「福祉的就労における工賃の向上」「事務手続きの簡素化」（ともに 32.3%）、「一般就労の推進」（25.8%）となっています。



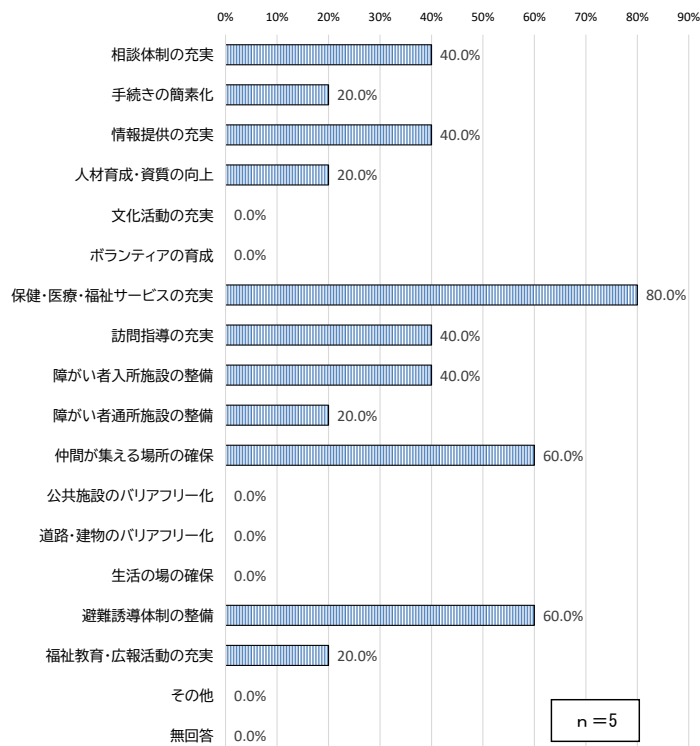
⑭地域や社会に積極的に参加していくことについて（団体向け調査）

障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことについては、「参加しやすい配慮」「行事・活動の充実」「広報・福祉教育の充実」（全て 60.0%）が最も高くなっています。



⑮暮らしやすいまちづくりのために必要なこと（団体向け調査）

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことについては、「保健・医療・福祉サービスの充実」（80.0%）が最も高く、次いで「仲間が集える場所の確保」「避難誘導體制の整備」（ともに 60.0%）となっています。



3 前期計画の評価

前期計画に定めた成果目標について、評価を行った結果は以下のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数及び施設入所者数の削減数に関する成果目標については、施設入所者の高齢化、重症化により入院等の割合が高く、地域移行者数は目標値を下回る状況です。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
地域生活移行者数 (平成28年度末時点の施設入所者(116人)のうち、自立訓練事業等を利用し、令和2年度末までにグループホーム、一般住宅等に移行する人数)	10人	1人
施設入所者数の削減数 (平成28年度末時点(116人)と比較した令和2年度末時点の施設入所者数の削減数)	3人	4人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の地域移行に伴う基盤整備量に関する成果目標については、令和元年度の入院患者数は46人となっていますが、引き続き、医療、福祉、介護、地域の助け合いなど包括的な体制を整備することとします。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
精神障がい者の地域移行に伴う基盤整備量 (令和2年度末時点における1年以上入院患者数)	50人	46人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の確保数に関する成果目標については、松浦市、佐々町との圏域で整備を行うこととしており、令和2年度には確保に向けての準備を行いました。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
地域生活支援拠点等の確保数 (令和2年度末時点までに整備する地域生活支援拠点等の確保数)	1か所	1か所

(4) 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設から一般就労への移行

一般就労移行者数については、就労移行支援の利用者も少なく、目標値を下回る状況となっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
一般就労移行者数 (令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数)	9人	3人

② 就労移行支援事業所の利用者数

就労移行支援事業所の利用者数に関する成果目標について、目標値を下回る状況となっています。市内には事業所が無く、市外の事業所を利用しているため、事業所の確保も必要となっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
就労移行支援事業所の利用者数 (令和2年度末時点における利用者数)	10人	6人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターの確保数については、関係機関との調整ができていないため未設置となっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
児童発達支援センターの確保数 (令和2年度末における圏域内の児童発達支援センターの確保数)	1か所	0か所

② 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備

保育所等訪問支援の提供体制の確保数については、未設置となっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
保育所等訪問支援の提供体制の確保数 (令和2年度末における保育所等訪問支援の提供体制の確保数)	1か所	0か所

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数については、未設置となっています。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数 (令和2年度末における圏域内の重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数)	1か所	0か所

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数については、令和2年度末に1か所設置予定です。

成果目標	目標値	実績値 (見込)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数 (平成30年度末における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数)	1か所	1か所

第3章 計画の基本的方向

第3章 計画の基本的方向

1 基本的な視点

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の6点を基本的な視点とし、計画を推進します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの地域格差の是正に努めます。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを引き続き周知し、障がい福祉サービスの活用を促します。

(3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支える体制整備に努めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービス提供体制の確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築に努めます。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等について、関係機関と協力して取り組みます。

2 成果指標の設定

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者 117 人のうち、6%以上にあたる7人が地域生活に移行することを目標とします。

また、令和5年度末時点における施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者 117 人から 1.6%以上にあたる2人を削減した 115 人以下とすることを目標とします。

現状	令和元年度末時点の施設入所者数	117 人
目標値	地域生活移行者数 (令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数)	7 人
	令和5年度末時点の施設入所者数	115 人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

近年、精神疾患を有する患者の数は全国的に増加傾向にあります。精神障がい者が安心して地域生活を送るためには、医療、生活支援及び生活の場が身近な地域で提供されることが重要です。このことから、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、行政及び関係機関、事業所の役割の明確化や連携体制の整備、住まいの確保や社会参加、就労といった課題の解消に向けた取組みの推進が今後も必要です。

本市においては、県が定める目標数値を参考としながら地域移行推進を行うこととし、地域の実情とグループホーム等居住の場の確保並びに支援体制の連携強化を図りながら進めることとします。精神障がい者の就労の促進については、今後もハローワークや長崎県北地域障害者就業・生活支援センターと連携を密にして現状把握に努めながら推進していきます。

また、本市では地域自立支援協議会を保健・医療・福祉関係者による協議の場とし、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議を行います。

さらに、長崎県の方針をもとに、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月時点における退院率についての状況を把握しつつ、1年以上入院患者数の減少数についても目標を設定することとします。

現状	令和2年度末時点の、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	0 か所
	令和2年度末時点における1年以上入院患者数	46 人
目標値	令和5年度末時点の、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1 か所
	保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回/年
	令和5年度末時点における1年以上入院患者数	34 人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末までに、市町村単位もしくは圏域単位により、地域生活支援拠点等を1か所以上確保することを目標とします。

また、令和5年度末までに「地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討する場を年1回以上開催する体制」を確保していることを目標とします。本市では、松浦市、佐々町を含めた圏域での整備を目指して、検討・協議を進めています。

現状	令和2年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数（見込み）	1か所
	令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
目標値	令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回/年

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和元年度の一般就労移行者数3人から1.27倍以上にあたる4人以上とすることを目標とします。

内訳として、令和5年度における就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数について、令和元年度の一般就労移行者数それぞれ2人・0人・2人から、それぞれ1.30倍・1.26倍・1.23倍以上にあたる3人・2人・3人以上とすることを目標とします。

また、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合、令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合をそれぞれ70%以上とすることを目標とします。

現状	令和元年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	3人
	令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	4人
目標値	就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	3人
	就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	2人
	就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	3人
	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合	70%
	令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合	70%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実

令和5年度末時点における児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の提供体制について、それぞれ市内に1か所以上確保することを目標としており、保育所等訪問支援については、1か所確保を目標とし、児童発達支援センターについては、関係機関との協議、調整を行っていきます。

現状	令和2年度末時点の児童発達支援センターの確保数（見込み）	0か所
	令和2年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の確保数（見込み）	0か所
目標値	令和5年度末時点の児童発達支援センターの確保数	1か所
	令和5年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の確保数	1か所

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末時点における重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所について、市内に1か所以上確保していることを目標とします。

現状	令和2年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数（見込み）	0か所
目標値	令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保数	1か所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末時点における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数について、市内もしくは圏域内に1か所以上設置していることを目標とします。

また、令和5年度末時点における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数について、市内もしくは圏域内に2人以上配置していることを目標とします。

現状	令和2年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の市内もしくは圏域内における設置数（見込み）	1か所
	令和2年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの市内もしくは圏域内における配置数（見込み）	1人
目標値	令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の市内もしくは圏域内における設置数	1か所
	令和5年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの市内もしくは圏域内における配置数	2人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末時点における基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無について、実施されていることを目標とします。

本市では、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター事業を令和3年度から実施します。基幹相談支援センターにおいては、総合的・専門的な相談支援のみならず、各相談支援事業者との情報共有や専門的指導、人材育成の取り組みなど連携促進に向けた協議の場としての役割も担います。

現状	令和2年度末時点における基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無（見込み）	無
目標値	令和5年度末時点における基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無	あり
	令和5年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数 （情報共有や専門的指導、人材育成の取り組みなどに関する協議の場）	1回/年

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和5年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築することとしています。

本市では、県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に積極的に参加します。

また、障害者自立審査等支払システム等については、現在、担当課で事業者等のサービス給付状況の把握を行っています。サービスの質の向上を図るために、具体的にどのような形での分析結果の共有や活用が考えられるか、今後検討を行います。

第4章 障がい福祉サービスの見込量等

第4章 障がい福祉サービスの見込量等

1 障がい福祉サービスの内容と見込量

(1) 訪問系サービス

【サービスの内容】

名称	内容
居宅介護	障がい者が居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄、食事の介護等の必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護、排泄及び食事の介護等の援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

【事業実績及び見込み量】

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問系サービス計 （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	人	49	41	36	40	40	40
	時間	746	631	557	600	600	600

（単位：1月あたりの利用者数・延べ利用時間数）

※令和2年度の数値は年度途中の実績を踏まえた見込値（以下、同様）

(2) 日中活動系サービス

【サービスの内容】

名 称	内 容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者について、障がい者支援施設等で主に昼間において、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	病院や施設を退院・退所した身体障がい者又は難病等対象者につき、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な方や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な方に対して、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のために必要な支援を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がい者・精神障がい者が、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援 A 型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労継続支援 B 型	心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。
短期入所	居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所が必要な障がい者を施設に短期間入所させ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
生活介護	人	148	141	138	140	140	140
	人日	3,101	2,910	2,889	2,800	2,800	2,800
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	10	10	10
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	24	20	20	20
就労移行支援	人	3	2	1	3	3	3
	人日	67	40	25	69	69	69
就労継続支援（A型）	人	14	16	18	18	18	18
	人日	304	355	358	360	360	360
就労継続支援（B型）	人	199	215	220	227	234	241
	人日	3,787	4,142	4,241	4,540	4,680	4,820
就労定着支援	人	0	0	0	1	1	1
療養介護	人	14	14	14	14	14	14
短期入所	人	12	8	6	6	6	6
	人日	118	76	62	72	72	72

（単位：1月あたりの利用者数・延べ利用日数）

（3）居住系サービス

【サービスの内容】

名 称	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的な居宅訪問・電話相談等により、食事、洗濯、掃除等に課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。
共同生活援助 （グループホーム）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居での相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	人	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 （グループホーム）	人	109	121	121	125	128	132
施設入所支援	人	114	108	108	106	106	106

（単位：1月あたりの利用者数）

（4）相談支援サービス

【サービスの内容】

名 称	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行うサービスです。
地域移行支援	入所している障がい者又は入院している精神障がい者が地域生活に移行するための相談等の支援を行うサービスです。
地域定着支援	居宅等で単身生活する障がい者が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	人	69	84	79	90	104	119
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

（単位：1月あたりの利用者数）

2 地域生活支援事業の内容と見込量

地域生活支援事業は、障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、市町村で必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

(1) 相談支援事業

障がい者（児）やその保護者、介護者等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を行うとともに、障がい福祉に係る関係機関が連携を図り、課題解決に向け協議を行うものです。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
障害者相談支援事業	か所	5	5	6	6	6	6
地域自立支援協議会	実施の有無	有	無	有	有	有	有

(2) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者・精神障がい者で判断能力が不十分な人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
成年後見制度利用支援事業 (利用者数)	人/年	1	0	0	1	1	1

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行う事業です。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
手話奉仕員派遣事業	人/年	0	0	0	1	1	1

(4) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
①介護・訓練支援用具	件/年	3	4	4	4	4	4
②自立生活支援用具	件/年	13	3	6	7	8	8
③在宅療養等支援用具	件/年	4	4	6	6	7	7
④情報・意思疎通支援用具	件/年	6	5	8	10	11	12
⑤排泄管理支援用具	件/年	701	696	780	730	766	804
⑥居宅生活動作補助用具	件/年	6	2	3	5	7	7

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
実利用者数	人/年	25	24	23	26	29	32
利用延時間	時間/年	2,569	3,435	2,736	3,155	3,456	3,786

(6) 地域活動支援センター事業

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
地域活動支援センター 設置数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/年	33	36	38	40	42	45

(7) 訪問入浴サービス事業

寝たきりの重度身体障がい者に、入浴の機会を提供することにより、身体の清潔と健康の維持を図ることを目的とした事業です。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
実利用者数	人/年	1	1	1	1	1	1

(8) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や障がい者等の家族の就労支援、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
実利用者数	人/年	3	4	4	6	6	6

(9) 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行い、障がいのある人の地域での自立した生活の推進を図ります。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実利用者数	人/年	0	0	1	1	1	1

(10) 自動車改造助成事業

重度の身体障がい者が就労等の目的で、自己所有の自動車を運転するため、手ブレーキ・手動アクセル・ハンドルへ旋回装置等の取付け等の改造が必要となる場合に、改造経費の一部を助成するものです。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用件数	件/年	2	0	2	2	2	2

(11) 心身障害者福祉タクシー助成事業

療育手帳所持者、重度の身体障がい者で車椅子常用者及び視覚障がい1級の人に対し、外出手段とその負担軽減を目的に、タクシー初乗り料金の9割を助成します。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実利用者数	人/年	30	32	49	51	53	55

(12) 身体障害者交通船旅客運賃助成事業

第2種身体障害者手帳所持者に対し、交通船旅客運賃の4割を助成します。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実利用者数	人/年	51	50	36	38	40	42

(13) 身体障害者補助犬飼育管理費助成事業

補助犬の飼育管理に要した経費に対し一部を助成します。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実利用者数	人/年	3	3	3	3	3	3

(14) ソーシャルクラブ

外出等の機会が少ない在宅障がい者を対象に、交流の場を提供しています。（参加者同士のピアサポート的な役割も有します）

【事業実績及び見込み量】

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実利用者数	人/年	57	50	55	57	59	61

3 障がい児支援に関するサービスの内容と見込量

【サービスの内容】

名称	内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障がいのある児童について、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

【事業実績及び見込み量】

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	人	25	25	22	25	25	25
	人日	78	94	68	75	75	75
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	59	64	69	74	80	85
	人日	749	751	751	888	960	1,020
保育所等訪問支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	5	5	5
障害児相談支援	人	13	14	10	14	14	14

(単位：1月あたりの利用者数・延べ利用日数)

4 発達障がい者等への支援に係る活動指標

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の確保に努めます。

【サービスの内容】

名 称	内 容
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する研修を受けた方が、同じような子どもを持つ親に対して、専門家とは違う視点で共感的な支援を行いながら、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりします。

【事業実績及び見込み量】

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数	人/年				5	10	15

第5章 計画の推進にあたって

第5章 計画の推進にあたって

1 サービスの提供体制の確保に関する考え方

(1) 障がい福祉サービス等の提供体制の確保

成果目標を設定するとともに、目標達成のために必要となる障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備に努めます。

(2) 相談支援体制の構築

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むため、障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を目指します。

(3) 障がい児の支援

保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指します。

2 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

地域共生社会の実現には、障がいのある人の地域生活への移行や一般就労への移行、周囲の理解と支援が必要です。その推進のためには、地域の様々な関係機関・団体との連携が不可欠です。このため、地域社会を構成する市民、NPO法人、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び市や県といった行政などが協働の視点に立ってそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、障がいのある人を地域で支える体制づくりを推進します。

(2) 庁内推進体制の整備

障がい者施策については、保健・医療・教育・就労など全庁的な取り組みが必要なことから、庁内関係部署の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。また、市においては合理的配慮を適切に提供することができるように、各種研修などを通じて、職員の障がいのある人への理解と人権意識、福祉意識の向上に努めます。

(3) 障がい福祉人材の育成と資質の向上

人材の育成については、サービス提供に係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、障がい福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要であり、大学や専門学校、社会福祉協議会、事業所、施設等との情報を共有したネットワークづくりが必要です。

障がい福祉サービスや相談支援が適切に実施されるよう、県などの関係機関と連携を図り、保健師等の行政職員のスキルの取得・向上に取り組むとともに、障がい福祉サービス等のサービスの提供に関わる人材の育成及び資質の向上のため、事業者に対し、各種情報提供を行い、専門職の配置や研修受講を要請していきます。

また、自立支援協議会の専門部会において、サービス提供などに係る問題やその解決方法を協議し、地域全体の資質向上を目指します。

(4) 給付の適正化

サービス事業者の質の向上を図るとともに、サービス利用者にとって真に必要なサービスが提供されるよう、審査会による障害支援区分の適切な認定と市の適正な支給決定に努めます。

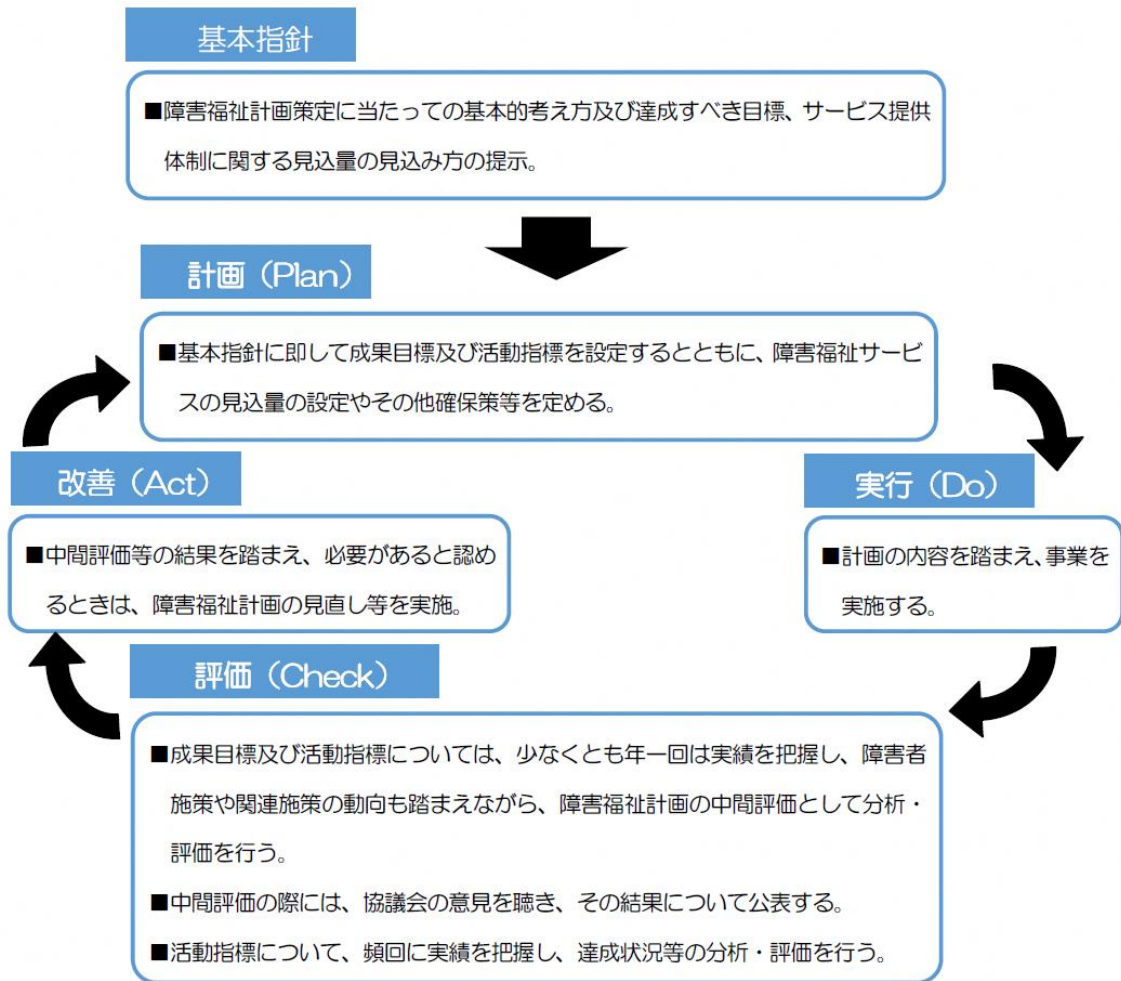
3 計画の推進にあたって

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の進捗管理を行う機関として「平戸市地域自立支援協議会」に結果を報告し、住民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況を評価したうえで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しを行います。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、定期的な協議を行うなど、庁内の関係各課相互の連携を強化します。

なお、評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は、本計画を見直すこととします。

【PDCA サイクルのイメージ図】



資料編

資料編

1 事業所一覧

事業所名	所在地	電話番号
さるく温泉デイサービスセンター	田平町小手田免 1020-2	57-3766
セントケア平戸	戸石川町 800-3	21-8413
たんぼぼの里	東中山町 32 番地	27-0886
たんぼぼの里 大川原作業所	赤松町 23 番地	28-0033
つばき	田平町野田免 202 番地	57-3223
ハグ・グリーン	田平町小手田免 276 番地 7	57-3473
へごの里	朶の原町 393 番地 1	28-2320
めぶき	田平町古梶免字吹上 40 番地 1	57-1228
ゆうき	田代町 82 番地	27-1413
ワークハウス	田平町小崎免 739 番地	75-2048
共同生活事業所 「椿崎」	田平町小手田免字椿崎 534 - 1	57-3424
共同生活事業所 サンライフ鏡川	鏡川町 301 番地 13	23-8002
子ども発達支援 やまびこ学苑新町校	新町 40-1	29-9000
子ども発達支援 やまびこ学苑平戸校	職人町 126	29-9010
児童発達支援 放課後等デイサービスまんてん	田平町小手田免 1020-2	57-3560
平戸市社会福祉協議会 通所介護平戸事業所	岩の上町 1466 番地	22-2180
社会福祉法人 友星会 デイサービスセンターいこい	田平町小手田免 1020 番地 2	57-3766
就労継続支援 B 型事業所 つばきの郷	田平町下亀免 1133 番地	57-3366
春菜	田平町古梶免 37-38	57-1258
障害者支援施設 平戸祐生園	大久保町 2188 番地	22-2211
相談支援ことのは	大久保町 1818	23-3220
相談支援事業所 まんてん	田平町小手田免 1020-2	57-3560

事業所名	所在地	電話番号
相談支援事業所 希望	職人町 257 番地	23-2061
草笛が丘	田平町古梶免字吹上 40 番地 1	57-1228
短期入所生活介護あんのん	戸石川町 950 番地	23-8815
椿の会	田平町下亀免 1133 番地	57-3366
特別養護老人ホーム 生寿園	生月町山田免 2693-1	53-2804
平戸ひかりステーション	明の川内町 142 番地 1	23-8363
平戸市社協 障害者訪問介護生月事業所	生月町山田免 3011 番地	53-2615
平戸市社協 障害児相談支援事業所	岩の上町 1466 番地	22-2180
平戸市社協 障害者生活支援生月事業所	生月町山田免 3011 番地	53-2615
平戸市社協 障害者生活支援田平事業所	田平町里免 90 番地	57-2223
平戸市社協 障害者相談支援事業所	岩の上町 1466 番地	53-2615
平戸市社協 障害者相談支援生月事業所	生月町山田免 3011 番地	53-2615
平戸市社協 障害者相談支援田平事業所	田平町里免 90 番地	57-2223
平戸市社協 障害者相談支援平戸事業所	岩の上町 1466	22-2180
平戸市社協 障害者訪問介護大島事業所	大島村前平 2727 番地	55-2100
平戸市社協 障害者訪問介護田平事業所	田平町里免 90 番地	57-2223
平戸市社協 障害者訪問介護平戸事業所	岩の上町 1466 番地	22-2180
平戸市社協 障害者訪問介護平戸事業所 II	紐差町 678-1	28-1415
平戸市社協 通所介護大島事業所	大島村前平 2727 番地	55-2100
平戸市療育支援センター あったかさん 2 1	山中町 689-4	22-7510
平戸荘ショートステイセンター	紐差町 450 番地	28-1155
平戸荘デイサービスセンター	紐差町 450 番地	28-1155
未来田平事業所	田平町里免 123-1	57-2700
未来平戸事業所	職人町 258 番地	23-8253
木ヶ津文庫『絆』	木ヶ津町 908 番地 4	28-0045

訪問系サービス				日中活動系サービス						居住系サービス		相談支援サービス			障がい児向けサービス			
居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (B型)	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援	地域生活支援センター
												●					●	
					●						●							
				●						●								
				●					●									
●	●	●							●									
																	●	
					●	●	●											
					●	●	●											
												●						
													●	●				
													●	●				
●	●																	
●	●	●																
●	●	●																
●	●	●																
					●	●	●											
				●											●	●		
					●	●	●											
									●									
									●									
									●									

2 平戸市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会条例

平成 18 年 3 月 31 日条例第 41 号

改正 平成 22 年 3 月 25 日条例第 1 号
 平成 25 年 3 月 25 日条例第 2 号
 平成 26 年 3 月 25 日条例第 4 号

(目的)

第 1 条 障害者福祉施策に関する基本理念を定め、現状に即した実効性のある平戸市障害者計画（以下「障害者計画」という。）を策定し、障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、障害者福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する平戸市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定することを目的に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、平戸市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他障害者計画及び障害福祉計画の策定、推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生・児童委員
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 福祉施設の代表者
- (4) 社会福祉関係団体の職員
- (5) 医療機関、教育機関の代表者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、役職により選任された委員は、その職を離れたとき委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに、補欠委員を委嘱するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、障害者計画の実施期間が満了したときは、委員の職は解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門委員会)

第7条 策定委員会は、特別な事項を調査研究するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、会長が指名する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会に属する委員のうちから互選する。
- 4 委員長は、当該専門委員会の会務を総理し、当該専門委員会における審議の状況及び結果を策定委員会に報告する。

(意見の聴取)

第8条 策定委員会及び専門委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、平戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年平戸市条例第36号）別表に規定する「その他の委員」の額とする。

(庶務)

第10条 策定委員会及び専門委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

3 平戸市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会・委員名簿

No.	区分	団体名	氏名	備考
1	民生・児童委員	平戸市民生児童委員協議会連合会	山本 善則	
2	障がい者団体	身体障害者福祉協会代表	村田 丈二 (代理:宮園ヒトミ)	
3		平戸市手をつなぐ育成会	山内 智江	
4		平戸市精神障害者家族会 「くろしお会」	立石 傳太郎	
5	福祉施設	平戸市福祉施設連絡協議会	佐藤 慎一郎	
6	社会福祉関係団体	平戸市社会福祉協議会	宮本 照芳	
7	医療機関	平戸市医師会	池田 柊一	
8	教育機関	平戸市教育委員会	筒井 清信	令和2年 11月19日まで
			宮崎 トシ子	令和2年 11月20日から
9	学識経験者	長崎県県北保健所	濱崎 由紀	
10		江迎公共職業安定所	大平 孝幸	
11		長崎国際大学 人間社会学部	木下 一雄	
12	関係機関	平戸市自治連合協議会	木村 孝市	
13	市職員	福祉部	榎田 俊介	
14		福祉部こども未来課	伊藤 純子	

※順不同・敬称略

4 平戸市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会開催状況

開催日	会議	内容
令和2年 8月24日	第1回委員会	障がい者計画の策定の趣旨と方法について
令和2年11月24日	第2回委員会	調査結果の報告、計画素案についての協議
令和3年 2月24日	第3回委員会	パブリックコメントの結果報告、 計画案についての協議・承認

**第6期平戸市障がい福祉計画
第2期平戸市障がい児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)**

発行：令和3年3月 企画・編集：平戸市福祉部福祉課 障害福祉班

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上 1508 番地3

TEL：0950-22-9130 FAX：0950-22-4421